平成２２年（フ）第９２２号
兵庫県高砂市梅井４丁目９番11号
債務者　早川　和美
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４１号
奈良県大和高田市礒野北町７番15号、前住所奈良県大和高田市内本町６番７号
債務者　天野　雅臣
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
奈良県橿原市南妙法寺町５番13号
債務者　辻本　和敏
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
奈良県磯城郡田原本町大字平田24番地の４
債務者　岡崎瑞惠こと　岡﨑　瑞惠
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４７８号
奈良県北葛城郡上牧町米山台３丁目３―24、住民票上の住所奈良県北葛城郡王寺町久度１丁目３番５号
債務者　吉村　政春
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１７０４号
広島市南区丹那町11番６―101号
債務者　原　健次郎
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７７４号
広島県東広島市西条中央５丁目５番33―102号
債務者　安田　孝美（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２３号
広島県尾道市西藤町2926番地
債務者　土生　明美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
愛媛県四国中央市川之江町3778番地の１
債務者　平岡　勝男
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２０８号
愛媛県新居浜市清水町１番43号
債務者　東　　薫
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第２２１号
愛媛県新居浜市西原町１丁目３番21号
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第９１号
愛媛県今治市郷桜井４丁目５番62号、前住所東京都渋谷区恵比寿西１丁目９番13号、前々住所東京都目黒区東山３丁目１番19号、前々々住所東京都渋谷区南平台町12番８号、前々々々住所東京都新宿区北新宿１丁目28番17号
債務者　藤原　絵梨
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第９２号
愛媛県今治市松木６番地２　松木団地簡耐39号、旧住所愛媛県今治市喜田村808番地の２
債務者　岡田トシ子（旧姓木山）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第８２３号
高知市長浜4127番地　市住90号
債務者　宮之前ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２８号
高知県南国市大埇甲1619番地３　池添アパート７号
債務者　中屋　純子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３０号
高知市旭町１丁目39番地16　フォートヒル102―801
債務者　川村　三幸
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８３６号
高知市北秦泉寺290番地１　コーポ北秦103
債務者　西本百合香
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
高知地方裁判所破産係